



## 生命保険（団体定期保険）

## 商品内容のご説明

## 意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

## ◎ 死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」（P103～P104）、「注意喚起情報」（P105～P106）を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

## チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自分が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## ● 申込締切日

令和7年7月9日（水）

## ● 効力発生日

令和7年10月1日（水）

この機会をお見逃しなく！

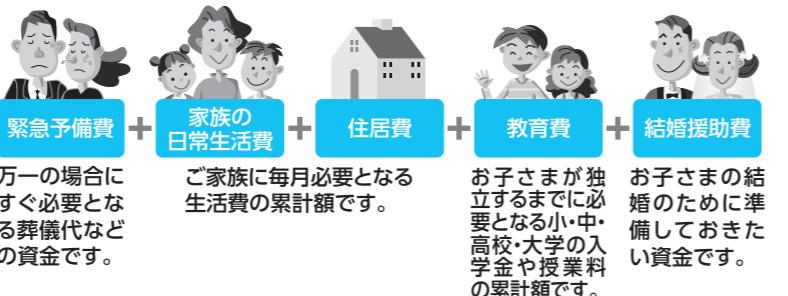
提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」（P103～P104）と「注意喚起情報」（P105～P106）には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と共に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」（P117～P118）には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。  
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。  
\*専用ウェブサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

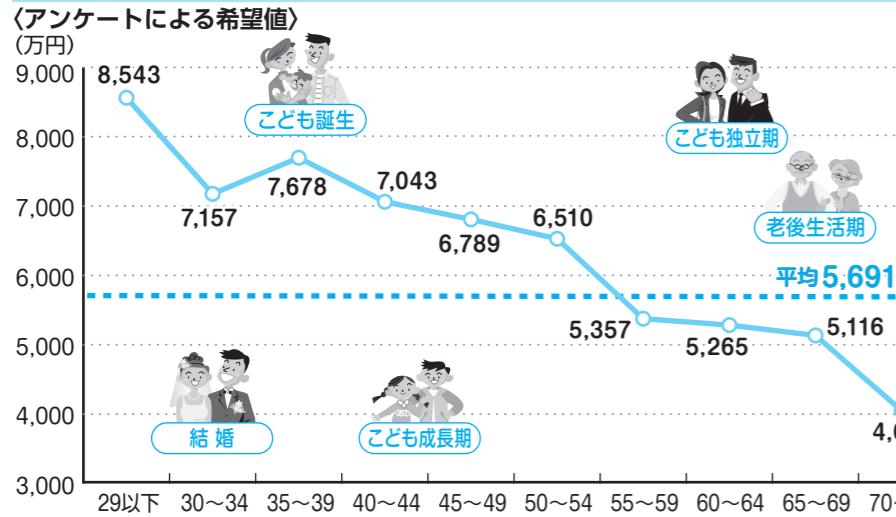
## もしものとき、保障の準備は万全ですか？

「保険を必要と思うとき」は、大きな疾病や不慮の事故で大きな出費があったときなど…。  
後から保険で準備をすることはできないのです。

## ☑ 必要保障額とは…



## ☑ 万一の場合の家族の必要生活資金総額（世帯主年齢別）



## ～もしものとき、大切な家族を守るために～

保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態となったとき  
保険金が支払われます。



## 生命保険【団体定期保険】の特徴

## 東急グループ社員限定のお手頃な保険料です。

保険料は団体保険としての割引が適用されています。

東急グループの  
スケールメリットを活かした  
制度です。

ライフイベントの変化にあわせて  
保障額は毎年見直しが可能です。

## ■ ご退職後も継続加入できます。

更新日現在で年齢79歳6ヶ月まで

## ■ 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

## ■ ご家族もお申込みができます。

ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま、お子さまもお申込みができます。

※ただし、健康状態等によってはこの限りではありません。

## 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合

## 配当金を受取れます。

脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の  
公的保険ポータルは  
こちら



## ✓ 保障額と保険料

### 本人（男性）・配偶者（女性）

		年齢群別 月払保険料(概算)							(保険料の単位:円)										
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		保 險 年 齡	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		保 險 年 齡	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
		H2.4.2生～ H23.4.1生	S60.4.2生～ H2.4.1生	S55.4.2生～ S60.4.1生	S50.4.2生～ S55.4.1生	S45.4.2生～ S50.4.1生	S40.4.2生～ S45.4.1生			H2.4.2生～ H23.4.1生	S60.4.2生～ H2.4.1生	S55.4.2生～ S60.4.1生	S50.4.2生～ S55.4.1生	S45.4.2生～ S50.4.1生	S40.4.2生～ S45.4.1生	S35.4.2生～ S40.4.1生			
本人 (男性)	6,000万円	4,080	5,100	6,780	9,540	13,740	19,620	29,880	本人 (女性)	6,000万円	2,760	4,380	5,280	7,260	9,720	12,180	16,080		
	5,500万円	3,740	4,675	6,215	8,745	12,595	17,985	27,390		5,500万円	2,530	4,015	4,840	6,655	8,910	11,165	14,740		
	5,000万円	3,400	4,250	5,650	7,950	11,450	16,350	24,900		5,000万円	2,300	3,650	4,400	6,050	8,100	10,150	13,400		
	4,500万円	3,060	3,825	5,085	7,155	10,305	14,715	22,410		4,500万円	2,070	3,285	3,960	5,445	7,290	9,135	12,060		
	4,000万円	2,720	3,400	4,520	6,360	9,160	13,080	19,920		4,000万円	1,840	2,920	3,520	4,840	6,480	8,120	10,720		
	3,500万円	2,380	2,975	3,955	5,565	8,015	11,445	17,430		3,500万円	1,610	2,555	3,080	4,235	5,670	7,105	9,380		
	3,000万円	2,040	2,550	3,390	4,770	6,870	9,810	14,940		3,000万円	1,380	2,190	2,640	3,630	4,860	6,090	8,040		
	2,500万円	1,700	2,125	2,825	3,975	5,725	8,175	12,450		2,500万円	1,150	1,825	2,200	3,025	4,050	5,075	6,700		
	2,000万円	1,360	1,700	2,260	3,180	4,580	6,540	9,960		2,000万円	920	1,460	1,760	2,420	3,240	4,060	5,360		
	1,500万円	1,020	1,275	1,695	2,385	3,435	4,905	7,470		1,500万円	690	1,095	1,320	1,815	2,430	3,045	4,020		
	1,000万円	680	850	1,130	1,590	2,290	3,270	4,980		1,000万円	460	730	880	1,210	1,620	2,030	2,680		
	800万円	544	680	904	1,272	1,832	2,616	3,984		800万円	368	584	704	968	1,296	1,624	2,144		
	500万円	340	425	565	795	1,145	1,635	2,490		500万円	230	365	440	605	810	1,015	1,340		
	300万円	204	255	339	477	687	981	1,494		300万円	138	219	264	363	486	609	804		
	200万円	136	170	226	318	458	654	996		200万円	92	146	146	176	242	324	406		
配偶者 (女性)	3,000万円	1,380	2,190	2,640	3,630	4,860	6,090	8,040	配偶者 (男性)	3,000万円	2,040	2,550	3,390	4,770	6,870	9,810	14,940		
	2,500万円	1,150	1,825	2,200	3,025	4,050	5,075	6,700		2,500万円	1,700	2,125	2,825	3,975	5,725	8,175	12,450		
	2,000万円	920	1,460	1,760	2,420	3,240	4,060	5,360		2,000万円	1,360	1,700	2,260	3,180	4,580	6,540	9,960		
	1,500万円	690	1,095	1,320	1,815	2,430	3,045	4,020		1,500万円	1,020	1,275	1,695	2,385	3,435	4,905	7,470		
	1,000万円	460	730	880	1,210	1,620	2,030	2,680		1,000万円	680	850	1,130	1,590	2,290	3,270	4,980		
	800万円	368	584	704	968	1,272	1,832	2,490		800万円	544	680	904	1,272	1,832	2,616	3,984		
	500万円	230	365	440	605	810	1,015	1,340		500万円	340	425	565	795	1,145	1,635	2,490		
	300万円	138	219	264	363	486	609	804		300万円	204	255	339	477	687	981	1,494		
	200万円	92	146	176	242	324	406	536		200万円	136	170	226	318	454	654	996		

		年齢群別 月払保険料(概算)						(保険料の単位:円)									
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		保 險 年 齡	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		保 險 年 齡	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
		H30.4.2生～ H35.4.1生	S29.4.2生～ S30.4.1生	S28.4.2生～ S29.4.1生	S27.4.2生～ S28.4.1生	S26.4.2生～ S27.4.1生	S25.4.2生～ S26.4.1生			H30.4.2生～ H35.4.1生	S29.4.2生～ S30.4.1生	S28.4.2生～ S29.4.1生	S27.4.2生～ S28.4.1生	S26.4.2生～ S27.4.1生	S25.4.2生～ S26.4.1生		
本人 (男性)	6,000万円	44,100	57,600	63,660	70,740	78,900	88,620	本人 (女性)	6,000万円	21,540	28,44						

## 取扱内容

### 加入資格

○以下の加入資格の他、専用ウェブサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

「申込書兼告知書」で申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方で  
新規加入・増額は、年齢14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方。  
(昭和30年4月2日生～平成23年4月1日生)  
継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方で  
新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6ヶ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。

《こども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養するこども（＊）で年齢2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。  
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

### 定年退職後の継続加入について

○定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（＊）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・こどもは以下のとおり継続加入いただくことができます。  
（＊）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。  
(ただし、保障額は1,000万円が上限となります。)

保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。  
(ただし、保障額は500万円が上限となります。)

保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6ヶ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

（ご注意）  
①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。  
※年齢75歳6ヶ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に入ることはできません。)

- ③配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いたくことができます。

### 定年退職以外の退職後のお取扱い

○保険期間の中途で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

### 保険期間

○保険期間は効力発生日～令和8年9月30日までです。  
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

### この保険契約から脱退いただく場合

○本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

○更新日時点での継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

○配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日

②加入資格を失われた日

③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

○この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）

○退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットP26に記載の団体窓口までお問合せください。

### 受取人

○本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

○配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

○本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

（ご注意）  
①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。  
※年齢75歳6ヶ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に入ることはできません。)

### 税務上のお取扱い

#### ＜保険料＞

○主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

#### ＜保険金＞

#### ○死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・こども》本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

○高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和7年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

### 配当金

○1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

○脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和6年度（保険期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日）

令和5年度（保険期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日）

令和4年度（保険期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）

令和3年度（保険期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日）

過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
約 24.0%	約 32.5%	約 30.0%	約 50.1%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

### 保険金のお支払事由

#### 〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

#### 〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態にな

られた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護をするもの
- 4.胸腹部器に著しい障がいを残し、終身常に介護をするもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### ～高度障がい状態に関する補足説明～

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

### 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

#### 【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（＊2）
- （＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険

者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

#### 【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(\*1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

#### 【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

#### ○告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者ご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

#### ○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### ○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### ○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

#### ○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取される目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不正に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

#### 制度運営および引受保険会社

○当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

○この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受け割合(令和7年1月27日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受け割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕

日本生命保険相互会社(51.0%)  
〔事務幹事会社〕

第一生命保険株式会社(39.0%) 太陽生命保険株式会社(6.5%)

住友生命保険相互会社(2.0%) 明治安田生命保険相互会社(1.5%)

#### 保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる弔慰金の一部としての保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者	①東急株式会社の社員・試雇(出向者を含みます。) ②東急建設株式会社の従業員(出向者を含みます。) ③株式会社東急モールズデベロップメントの従業員(出向者を含みます。) ④株式会社SHIBUYA109エンタテイメントの従業員(出向者を含みます。)
保険金	①②死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円 ③④死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円
保険金受取人	①東急株式会社の死亡弔慰金支給規程に定める受取人 ②東急建設株式会社の私傷病弔慰金および高度障害見舞金内規第6条に定める受取人 ③株式会社東急モールズデベロップメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 ④株式会社SHIBUYA109エンタテイメントの慶弔見舞金規程に定める受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合や、当制度についての詳細は各社の団体定期保険担当者へ7月9日までにお問合せください。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不正に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有

#### ☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

○この保険契約は、東急株式会社(以下、「会社」といいます。)を保険契約者とし、会社および会社の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

○引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

○また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取扱いに関する支払調査作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

#### ☑ ご相談窓口等

○募集期間中のお問合せにつきましては、P15に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

#### <団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809(通話料無料)

#### <日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(930-1913)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

「障がい」の表記

当パンフレット(「生命保険」部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

## 退職後継続加入について

○定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（＊）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・こどもは以下のとおり継続加入いただくことができます。（以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。）

（＊）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。

《本人》 退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。ただし、保障額は1,000万円が限度となります。保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

《配偶者》 本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。ただし、保障額は500万円が限度となります。保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

《こども》 本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6ヶ月まで継続加入することができます。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員同一の保障額で継続加入してください。

## 移行手続きについて

○移行希望の有無を所属会社の団体定期保険担当者にお申し出ください。その後、東急保険コンサルティング株式会社から、申込書類一式（申込書・口座振替依頼書等）が送付されますので、必要事項をご記入・押印のうえ、必ず期日までにご返送ください。

なお、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の移行（ただし、本人1,000万円、配偶者500万円が限度。）となります。

## 保険料について

○移行手続き時に指定いただいた金融機関の口座から、1年に1回、年一括払保険料を振替させていただきます（毎年9月27日。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。）。

○振替ができなかった場合は、別途ご案内いたしますので、期日までに振込いただきます。

## 配当金について

○配当金明細書をご郵送後、保険料振替金融機関に振込いたします（12月初旬）。

## ご注意点・その他

○新規加入はできません。

○保険金額の増額および配偶者・こどもの追加加入はできません。

○ご住所および電話番号等に変更があった場合は、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。

## MEMO

退職後継続加入の方の保障額と保険料(年一括払)

本人(男性)・配偶者(女性)

(保険料の単位:円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額) 保 年 齢	年齢群団別 年一括払保険料(概算)									
	15歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	71歳	
	H2.4.2生~ H23.4.1生	S60.4.2生~ H2.4.1生	S55.4.2生~ S60.4.1生	S50.4.2生~ S55.4.1生	S45.4.2生~ S50.4.1生	S40.4.2生~ S45.4.1生	S35.4.2生~ S40.4.1生	S30.4.2生~ S35.4.1生	S29.4.2生~ S30.4.1生	
本人 (男性)	1,000万円	7,920	9,890	13,140	18,510	26,610	38,110	57,930	85,550	111,730
	800万円	6,336	7,912	10,512	14,808	21,288	30,488	46,344	68,440	89,384
	500万円	3,960	4,945	6,570	9,255	13,305	19,055	28,965	42,775	55,865
	300万円	2,376	2,967	3,942	5,553	7,983	11,433	17,379	25,665	33,519
	200万円	1,584	1,978	2,628	3,702	5,322	7,622	11,586	17,110	22,346
配偶者 (女性)	500万円	2,675	4,225	5,095	7,065	9,410	11,830	15,575	20,870	27,565
	300万円	1,605	2,535	3,057	4,239	5,646	7,098	9,345	12,522	16,539
	200万円	1,070	1,690	2,038	2,826	3,764	4,732	6,230	8,348	11,026

本人(女性)・配偶者(男性)

(保険料の単位:円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額) 保 年 齢	年齢群団別 年一括払保険料(概算)									
	15歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	71歳	
	H2.4.2生~ H23.4.1生	S60.4.2生~ H2.4.1生	S55.4.2生~ S60.4.1生	S50.4.2生~ S55.4.1生	S45.4.2生~ S50.4.1生	S40.4.2生~ S45.4.1生	S35.4.2生~ S40.4.1生	S30.4.2生~ S35.4.1生	S29.4.2生~ S30.4.1生	
本人 (女性)	1,000万円	5,350	8,450	10,190	14,130	18,820	23,660	31,150	41,740	55,130
	800万円	4,280	6,760	8,152	11,304	15,056	18,928	24,920	33,392	44,104
	500万円	2,675	4,225	5,095	7,065	9,410	11,830	15,575	20,870	27,565
	300万円	1,605	2,535	3,057	4,239	5,646	7,098	9,345	12,522	16,539
	200万円	1,070	1,690	2,038	2,826	3,764	4,732	6,230	8,348	11,026
配偶者 (男性)	500万円	3,960	4,945	6,570	9,255	13,305	19,055	28,965	42,775	55,865
	300万円	2,376	2,967	3,942	5,553	7,983	11,433	17,379	25,665	33,519
	200万円	1,584	1,978	2,628	3,702	5,322	7,622	11,586	17,110	22,346

死亡保険金額 (高度障がい保険金額) 保 年 齢	年齢群団別 年一括払保険料(概算)								
	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	
	S28.4.2生~ S29.4.1生	S27.4.2生~ S28.4.1生	S26.4.2生~ S27.4.1生	S25.4.2生~ S26.4.1生	S24.4.2生~ S25.4.1生	S23.4.2生~ S24.4.1生	S22.4.2生~ S23.4.1生	S21.4.2生~ S22.4.1生	
本人 (男性)	1,000万円	123,530	137,220	153,110	171,880	193,970	220,070	250,870	286,430
	800万円	98,824	109,776	122,488	137,504	155,176	176,056	200,696	229,144
	500万円	61,765	68,610	76,555	85,940	96,985	110,035	125,435	143,215
	300万円	37,059	41,166	45,933	51,564	58,191	66,021	75,261	85,929
	200万円	24,706	27,444	30,622	34,376	38,794	44,014	50,174	57,286
配偶者 (女性)	500万円	30,670	34,300	38,310	42,660	47,580	53,330	60,290	68,690
	300万円	18,402	20,580	22,986	25,596	28,548	31,998	36,174	41,214
	200万円	12,268	13,720	15,324	17,064	19,032	21,332	24,116	27,476

## こども (保険料の単位:円)

死亡保険金額 (高度障がい保険 金額) 保 年 齢	年一括払保険料(確定)	
	3歳~22歳	H15.4.2生~ R5.4.1生
男 女 同 一	400万円	3,240
	300万円	2,430
	200万円	1,620
	100万円	810

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例: 59歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は60歳となります。)

- 保険料は1年ごとにご指定の口座から振替えます(今回は9月27日)。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年10月1日(水))から適用します。なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、令和7年3月13日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 詳細は「定年退職後の継続加入について」・「定年退職以外の退職後のお取扱い」(P23)・「退職後継続加入について」(P27)をご確認ください。